

令和 6 年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
4	児童生徒交流体験事業	指摘事項	●完了検査後の支出について 「地域で学ぶ職場体験活動事業」について、東中学校におけるその実績報告及び完了検査に関する一連の手続きの終了後、同事業で事務用品を購入していることが確認された。この経費については、検査完了後に生じたものであるため、委託事業の実績経費とは認められない。 その事務用品費を実績に含めて委託金額を精算していることから、不適正な検査対応と言え、今後は厳格な検査を行うよう徹底されたい。	P.34	総合教育センター	事務の適正な運用について、今後、同様のことがないよう所内で研修による周知を行い、再発防止を図りました。また、事務説明会において、学校事務担当者を含め、適切な事務処理を行うよう周知するとともに、厳正な支払処理及び厳格な検査を行います。	完了	令和7年9月8日
6	学校教育活動支援事業費（鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金）	指摘事項	●中学校文化活動派遣事業補助金の併合手続きについて 「鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱」について、本補助金の交付手続きを、鳥取市補助金等交付規則第11条の2第1項に定める「併合」により行うようにするため、令和5年8月1日に改正している。 令和5年度の本補助金の実績として、全日本吹奏楽コンクール中国大会の出場校の参加に係る費用に対し、「併合」により補助金が交付されていた。中学校における吹奏楽コンクールの中国大会の日程上、出場校の決定から大会当日まで期間の余裕がないことや、学校の夏季休暇に当たることもあり、併合による手続きを行ったものである。ただ、全日本吹奏楽コンクール中国大会の日程の事情のみをもって、本補助金の全体の制度設計を「併合」として取り扱うとする相当の理由がない。併合手続きとする理由がこの大会の日程面の事情のみであれば、その根拠が希薄である。 さらに、本補助金は、全日本吹奏楽コンクール中国大会に限らず、全国大会や、全国中学校総合文化祭に係る派遣についても補助対象となるものであるため、他の行事にまで併合手続きの適用をすることは逆に弊害を生むおそれがある。つまり、対象事業の全体にまで、併合手続きを可とする制度設計は不適正といえ、補助金の公正性の確保の観点から、併合制度の濫用を防ぐ措置を講じていただきたい。	P.35	学校教育課	鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金交付要綱を改正し、併合手続きの見直しを行いました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
12	教育用コンピューター活用事業費	指摘事項	●<u>タブレット等廃棄委託業務の随意契約について</u> コンピューター機器等の処分に当たり、業者Fと随意契約をしている。 随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とし、見積書の徴取も業者Fの1者のみとされた。なお、随意契約理由書には「校内コンピューター等の導入実績があり、設定情報を熟知していることが必要である。今回の作業を安全かつ速やかに行える唯一の業者であるため」と記載されていた。 不用品として処分された機器のうち、児童・生徒用タブレットは、対象校にて学習ツールとして児童及び生徒が共同で使用していたものであり、個人情報も含まれていないことから、業務に対応できるのは業者Fのみでないと考えられ、随意契約理由書にある「導入実績があり設定情報を熟知していることが必要」であるとは認められない。また、業者Fが処分対象となった全てのタブレットの導入に関与していないことから、随意契約理由書に記載された内容と事実とは異なる。 本件処分業務の委託契約については、鳥取市契約規則第21条の2第6号に照らすと、予定価格50万円を超えることから随意契約することができず、競争入札すべきものであった。	P.41	総合教育センター	随意契約運用基準の適正な運用について、今後、同様のことがないよう所内で研修による周知を行い再発防止を図りました。	完了	令和7年9月8日
14		意見	●<u>個人事業者との契約について</u> コンピューター機器廃棄業務の委託契約の相手方である業者Fは「個人事業者」である。これについて調査したところ、契約日時点においては、既に同個人を代表取締役とし、名称を個人事業の屋号と同じくする法人（株式会社F）が設立され、いわゆる「法人成り」をしていることが確認された。 この場合、一般的に、個人事業者の事業は法人へ移管され、個人事業は移管とともに廃業すると考えるのが社会通念上相当である。つまり、市は、既に廃業している業者と業務の契約を締結していたことになる。 この場合、個人と、その同一の個人が代表取締役を務める法人は同じ事業を行えない（会社法第356条：競業避止義務）ことや、個人である相手方の所得（収入等）の帰属に関する税務上の問題などが挙がる。結果として、市として問題を抱える者との契約は望ましいものではなかった。	P.43	総合教育センター	契約を締結する際には、今後同様のことがないよう所内で研修による周知を行い再発防止を図りました。	完了	令和7年9月8日
15		指摘事項	●<u>契約保証金の免除について</u> 「小・中・義務教育学校教育用コンピューター等廃棄業務」の委託契約に当たり、契約保証金が免除されていた。 免除した根拠は、鳥取市契約規則第32条第1項第6号を適用しているが、業者Fの業務実績や契約金額から該当すると認められず、契約保証金を免除したことは不適正である。	P.43	総合教育センター	契約を締結する際には、今後同様のことがないよう所内で研修による周知を行い再発防止を図りました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
16	教育用コンピューター活用事業費	指摘事項	●小中学校教育用機器保守業務に係る報告書の未受領について 「小中学校教育用機器保守業務」は、契約書の仕様において、「保守等を行ったときは、直ちに甲が指定する保守等報告書を甲に提出し、その確認を受けるものとする。」と定めがあるにも関わらず、令和4年度及び令和5年度の2か年度分の保守等の報告がなされていないことが確認された。仕様に沿い、報告書を受領し、履行確認を確実に行うべきである。	P.44	総合教育センター	仕様書に基づいた書類の提出を業者より受領しました。今後、同様のことがないよう所内で研修による周知を行い再発防止を図りました。	完了	令和7年9月8日
17	学校管理事務費（小学校）	指摘事項	●教職員用サーバー機器保守業務に係る報告書の未受領について 「小・中・義務教育学校教職員用サーバー機器保守業務」は、契約書の仕様明細の「保守内容」において、「対応後は、現地担当者に書面による報告を行う。教育委員会へ対して、毎月対応結果の報告を行うこと」定められているが、令和3年度から令和5年度までの3か年分の報告がなされていないことが確認された。仕様に沿い、報告書を受領し、履行確認を確実に行うべきである。	P.45	総合教育センター	仕様書に基づいた書類の提出を業者より受領しました。今後、同様のことがないよう所内で研修による周知を行い再発防止を図りました。	完了	令和7年9月8日
20	体育施設等省エネルギー改修事業費	指摘事項	●地域体育館天井用ＬＥＤ照明工事の随意契約について 地域体育館の天井用ＬＥＤ工事の指名競争入札3件に対し、それぞれ別の三者が落札した。後日、別の地域体育館の天井用ＬＥＤ工事2件の発注がなされた。これらはいずれも随意契約がなされているが、見積合わせをせず、先の落札業者のうち2者とそれぞれ随意契約していることが確認された。なお、随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付すことが不利なもの」としている。 随意契約を行った2者のうち、「体育館高天井用ＬＥＤ照明購入（中部）追加分」の契約に係る随意契約理由をもって「競争入札に付すことが不利」との判断ができない。また、先の入札分とは工事現場が異なり追加工事とは捉えがたく、取扱うＬＥＤ製品の汎用性からみると、追加発注が限定される理由がない。 さらに、一方の随意契約業者との「体育館高天井用ＬＥＤ照明購入（海洋の家体育館）」の契約に係る随意契約理由についても、製品の規格は多少異なるものの、基本的には最高価格を提示した者であり、「競争入札に付すことが不利」とする随意契約の根拠がない。 これらのことから、後日の2件のＬＥＤ工事については、随意契約によらず、新たな競争入札とすべき事案であった。さらに言えば、入札日から随意契約日まで一か月程度の短い期間であることや、随意契約理由書の記載のとおり後日のＬＥＤ工事は年度内の施工が優先されていることから、性急な随意契約の状況が見て取れる。このような状況は、計画だった発注案件である印象を受けず、計画的な執行が望まれるところである。	P.48	生涯学習・スポーツ課	随意契約の適切な執行について、課内に通知し、周知徹底を行いました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
39	理科薬品について	指摘事項	●理科薬品に係る在庫管理及び使用記録簿の備置と記録について 薬品の出入庫や在庫状況を記録している使用管理簿が訪問調査を行った学校のいずれにもなく、薬品の開封日や使用状況が不明な状態であった。薬品の在庫表の作成が確認された学校も一部あったが、在庫表の作成日が不明瞭であったり、過去のものが確認できなかったりと、学校において薬品の取扱ルールが策定されていないこともあり、十分な薬品の記録管理を行っている学校は皆無であった。 使用管理簿により、使用者と使用量が特定出来るよう、各薬品の出入庫に係る使用記録を行い、かつ定期的に、在庫状況や使用期限を把握し、薬品の管理を徹底すべきである。	P.76	教育総務課 学校教育課	理科室における薬品管理の徹底について、薬品管理簿等を示して、学校に通知を発出し、適切な薬品管理を行うよう通知しました。	完了	令和7年9月8日
42		意見	●理科薬品に関する安全教育について 化学物質排出把握管理促進法に基づくMSDS（化学物質安全データシート）を整備し、化学品の特性、薬品の危険性や安全情報を教職員と共有することで、事故防止意識の向上を図るのが望ましい。事故防止の意識向上については、理科の担当教員のみの周知だけでは不十分であり、児童生徒の安全確保のため、学校全体として取り組むべきと考える。	P.77	学校教育課	理科室における薬品管理の徹底について学校に通知を発出し、適切な薬品管理や児童生徒への安全指導を徹底するよう通知しました。	完了	令和7年9月8日
43		指摘事項	●「鳥取東中特別会計」預金出納簿の未作成、預金残高確認漏れについて 「鳥取東中特別会計」は東中学校のOBに関連する団体会計である。この会計について、支出伺書及びその証票書類はあるものの、預金出納簿及び収支報告書の作成がなされていないことが確認された。加えて、この会計に関する預金口座が、「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」に未記載であり、学校長による預金残高の確認がなされていなかったため、適正な管理を実施されたい。	P.78	学校教育課 東中学校	会計簿及び収支報告書の作成を行うとともに、チェックシートに記載し、他の公費外会計と同様に適正な管理を行うこととした。	完了	令和7年9月8日
47	東中学校	指摘事項	●PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて PTAに係る団体会計である「教育振興費一般会計」及び「教育振興費特別会計」で令和4年度中に支出された「上下黒板（上下スライド式五線無地黒板）」、「朝礼台」について、客観的な使用目的と使用状況に照らすと、事実上PTAからの寄附が学校が受け入れたものと認められる。 本件についてはその寄附受納手続きが漏れているため、寄附受納手続きを適正に行う必要がある。 また、これらの備品は金額が10万円（税抜）以上であることから、その受納後、鳥取市の備品として、備品台帳への登録を行うべきである。	P.80	教育総務課 東中学校	寄附手続きを行い、備品台帳への登録を行いました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
48	東中学校	指摘事項	●<u>薬品庫の施錠について</u> 理科準備室に設置されている薬品庫に施錠がされていなかった。また、薬品庫に格納されていないその他の薬品が無造作に置かれており、安全管理上不適正である。薬品の盗難や不正使用、事故発生のリスクを防ぐため、施錠された薬品庫への格納を徹底されたい。	P.81	教育総務課 東中学校	薬品庫については今後、予算要求で検討しますが、高額で予算措置を伴うもののため、当面は既存の棚に南京錠を設置して対応します。薬品庫に格納されていなかったその他の薬品等についても整理整頓し所定の場所に格納して管理しています。	完了	令和7年9月8日
49		意見	●<u>P T Aで雇用する者の契約内容について</u> 「教育振興費一般会計」について、令和5年度においては、P T Aは事務補助員1名を雇用している。この雇用に係る労働契約書を閲覧したところ「従事する業務の内容」において、P T A以外の学校事務も一部記載されていた。実際にこの業務に従事することはなく、記載にとどめているだけとのことであるが、労働契約書の法的重要性を鑑みると、記載があることは望ましいことではない。労働契約書においてはこれらを削除し、P T A等の団体事務と、学校における公務とは明確に区分すべきである。	P.81	学校教育課 東中学校	従事する業務の内容について、P T A事業に関するもののみとして、令和7年度の契約を締結しました。	完了	令和7年9月8日
50	南中学校	意見	●<u>「過年度教材費積立会計」の統合について</u> 回収した未収金の使途が明確でなく、預金残高（繰越金額）が滞留しつつある。その残額を、どのような形で執行し活用していくかについて学校事務側が苦慮しているところであるが、一つの会計として独立する理由がみあたらない。有効活用、事務の簡略化の観点から、現年度の教材費会計に統合することを推奨する。	P.82	学校教育課 南中学校	現年度会計と統合を行いました。	完了	令和7年9月8日
52		指摘事項	●<u>「駐車料金会計」金融機関への届出印について</u> この会計の預金口座の名義が「南中学校駐車料金（甲）」と事務職員「甲」の個人名義であり、かつ金融機関に届出された印は甲の認印であることが確認された。かつ、その認印は甲が自身のデスクに格納しており、甲の判断で、容易に金庫内にある預金通帳と合わせて使用できる状況であった。 駐車場敷地の賃貸借は、教職員個人の契約でなく、「学校長」と「地主」との契約となっているため、第一義として学校が賃料の支払い義務を負う。については、金融機関への届出印は職員個人のものとせず、学校として体系的に管理できる印（公印が望ましい）とし、かつ、印と通帳を同一人が容易に使用できないよう、管理者を分けるべきである。	P.83	教育総務課 南中学校	令和6年11月13日付で口座名義を「学校長」及び「公印」に変更し、印と通帳を別々の者で管理することとしました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
54	北中学校	意見	●<u>ＰＴＡ等による購入備品の寄附受納手続き漏れについて</u> 令和５年度中に、「生徒活動支援基金会計」、「北中学校会計」においてそれぞれの備品購入が確認されたが、備品台帳に登録がないことが確認されたため、備品台帳への登録が必要である。 また、「教育分科会（一般会計）」（ＰＴＡ関連会計）について、 TENT を購入していることが確認された。これらについては、学校、ＰＴＡいずれの所有として取り扱うかが明確になっていないが、学校の備品として取り扱うのであれば、寄附受納手続きを行い備品台帳への登録が必要である。	P.84	教育総務課 北中学校	寄附受納手続き及び備品登録手続きが完了しました。	完了	令和7年9月8日
56	湖東中学校	指摘事項	●<u>「合銀振込口座（緑化事業他）会計」経理書類の未作成について</u> 「合銀振込口座（緑化事業他）会計」は、会計支出伺書、収入調書、預金出納簿など一連の経理書類が作成されていない。この会計は、学校が収入した資金をそのまま他者へ支払う「資金通過会計」であるが、その資金の動きについて一切の証憑書類の保存がないことも確認された。取引の相手方の正確な情報が確認できず、著しく不適正である。 この現状は不正行為の入り口と認識し、早急に是正すべきである。公費外会計の説明責任を果たすため、基本に則り、厳正な経理処理を実施すべきである。	P.85	学校教育課 湖東中学校	該当会計の経理書類を作成し、帳簿を整備しました。	完了	令和7年9月8日
57		指摘事項	●<u>「保護者と教職員の会会計」（ＰＴＡ）決算未承認について</u> 「保護者と教職員の会会計」はＰＴＡに関連する団体会計であるが、その決算内容がＰＴＡ総会において決算承認されていないことが確認された。この会計は、ＰＴＡが収入した資金をそのままＰＴＡの他会計へ振替する資金通過会計であるため、ＰＴＡ総会へ諮ることを省略したものと推測されるが、同会計は、次年度に繰越すべき預金残高があることから、未承認の状態は不適正であり、ＰＴＡへの説明責任を果たすため、ＰＴＡの承認を得るべきである。	P.85	学校教育課 湖東中学校	該当会計（資金通過通帳）はＰＴＡ役員会の承認を得て廃止し、預金残高についてはＰＴＡの他会計に振り替えました。令和７年４月27日に行われた令和７年度ＰＴＡ総会で会計報告を行いました。	完了	令和7年9月8日
62	桜ヶ丘中学校	指摘事項	●<u>「生徒会会計」経理資料の保管について</u> 「生徒会会計」について、この度の監査に際し令和４年度分における支出伺い書などの経理書類やその証票書類の提出を求めたところ、校内において資料が見当たらず、監査を行うことができなかった。 令和４年度終了時点では資料は存在し、共同学校事務室による監査を適正に受けたとのことであるが、今般の訪問調査において提出要求に応えることができない状況は、公費外会計等取扱要綱第16条に定める証拠書類等の保存の義務に反するものであり、著しく不適正である。再発防止に向け、校内における管理体制の根本的な見直しをすべきである。	P.87	学校教育課 桜ヶ丘中学校	会計簿の存在を確認し、管理場所に保管しました。また、会計年度中は担当者管理としていた簿冊や支出伺い書をすべて事務室において簿冊管理するよう変更し、管理体制の見直しを行いました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
64	桜ヶ丘中学校	意見	●「補助教材会計」収支報告書の未作成について 「補助教材会計」で収支報告書が未作成であった。「補助教材会計」の結果は、各生徒の体力テストや実力テスト等の受検状況に応じ、保護者に対し、収支報告書とは別の形で個別通知を行っているとのことである。しかし、それとは別に、会計の重要性からみて、会計全体としての収支報告書は必要であるため、作成を徹底されたい。	P.88	学校教育課 桜ヶ丘中学校	収支報告書を作成しました。今後も作成を徹底します。	完了	令和7年9月8日
65		指摘事項	●金券による謝金の立替払いについて 「2学年会計」において、「卒業生によるキャリア講座」の講師への現金での謝金に変え、金券（特定の飲食店で利用を可能とするギフト券）を立替払いにより購入していることが確認された。 まず、講演に伴う謝金については、講演の日時や謝金の金額が予めわかるものであるため、立替払いをする理由がない。また、謝金については所得税法に基づき所得税の源泉徴収が必要となるところ、金券で交付する場合においても同様であり、本件においてはその税額計算がなされておらず、その納付が漏れている。講演に係る謝金は金銭で支払うこととし、所得税の源泉徴収及び納付を適正に行う必要がある。	P.88	学校教育課 桜ヶ丘中学校	税務署に確認し、当該謝金にかかる所得税を納付しました。謝金については金銭で支払うこととし、立替払いを行わないよう周知徹底しています。なお、本会計において今後、謝金の支払いが発生する見込みはありません。	完了	令和7年9月8日
68		指摘事項	●金融機関届出印の管理について 一部の会計を除き、桜ヶ丘中学校では、金融機関への届出印は「鳥取市立桜ヶ丘中学校会計の印」を主としている。 学校が管理する印鑑は、公印のほか、P T A等の団体会計に関し団体から預かったものが中心となるが、今回確認された「鳥取市立桜ヶ丘中学校会計の印」はいずれに該当しない。本件の印は、台帳などにより登録管理されない「簿外印」となる。 金融機関に届け出た印は、預金の出納に影響する極めて重要な印である。公印を金融機関への届出印としない限り、その届出印は公印に準ずる重要な印として、何らかの台帳管理を行い、その印影の記録保存や、適正な管守者による保管を徹底する必要がある。	P.89	教育総務課 桜ヶ丘中学校	公印を金融機関への届出印に変更しました。	完了	令和7年9月8日
69		指摘事項	●ピアノの調律費用のP T A負担について ピアノの現物台数は3台であるが、ピアノ調律のために配当された調律費用の予算は2台分であり、その他の1台分の調律費用はP T A会計が負担していた。 ピアノの調律費をP T A会計が負担することについては、公費外会計取扱要綱第4条で示すように、公費外会計による負担を可能とする判断基準である「受益者負担」の考えに照らすと適正とは言い難く、公費負担とすべきである。	P.89	教育総務課 桜ヶ丘中学校	令和7年度は3台分を公費負担としました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
71	桜ヶ丘中学校	指摘事項	●PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて 「PTA特別会計」で令和5年度中に支出したもののうち、職員更衣室エアコン購入設置は、その客観的な使用目的と使用状況に照らすと、事実上PTAから寄附されたものを学校が受け入れたものと認められるが、その寄附受納手続きが漏れていた。適正な寄附受納手続きを行う必要がある。 また、これらの備品は金額が10万円（税抜）以上であることから、備品として備品台帳への登録も必要である。	P.90	教育総務課 桜ヶ丘中学校	寄附手続きを行い、備品台帳への登録を行いました。	完了	令和7年9月8日
73	中ノ郷中学校	指摘事項	●「PTA特別会計」「PTA全国大会積立金会計」決算未承認について 令和5年度の「PTA特別会計」及び「PTA全国大会積立金会計」は、その収支報告書がPTA総会にて承認がなされていないことが確認された。これらの会計は、それぞれ年度末において預金に残高を有しており、それを示す意味からも、PTA総会に諮るべきである。	P.91	学校教育課 中ノ郷中学校	令和7年度PTA総会において、収支報告書の承認を諮りました。	完了	令和7年9月8日
74		指摘事項	●預貯金残高のチェック日について 「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」の学校長による決算残高チェックが、令和6年3月22日に行われていた。公費外会計等取扱要綱では、会計年度の終了日が定められており、その終了日の9日前に行われていたことになる。確認の時点は、会計年度終了日前の任意の日に設定するのではなく、公費外会計等取扱要綱に定める年度の終了日とすべきである。	P.91	学校教育課 中ノ郷中学校	令和6年度末の通帳残高チェックは、会計年度終了日に行いました。	完了	令和7年9月8日
76		指摘事項	●PTAによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて 「PTA振興会計」で令和5年度中に支出したもののうち、教室使用ロッカーについて、その客観的な使用状況に照らすと、事実上PTAから学校へ寄附され、学校がその寄附を受け入れたものと認められるが、その寄附受納手続きが漏れていたため、適正な寄附受納手続きを行う必要がある。	P.92	教育総務課 中ノ郷中学校	寄附受納手続き及び備品登録を行いました。	完了	令和7年9月8日
81	美保小学校	意見	●「教材費会計」等の収支報告書の未作成について 「教材費会計」「名札会計」「コピー会計」「美保会会計」「特別会計」で収支報告書が未作成であった。特に「教材費会計」は、特に保護者に対し説明責任を果たすうえで重要となる会計であり、収支報告書を作成しない理由が見当たらず、作成を必要とする会計である。	P.95	学校教育課 美保小学校	令和6年度よりすべての会計において収支報告書を作成し、保護者等、報告が必要な場合は収支報告を実施しました。	完了	令和7年9月8日
83		指摘事項	●PTAからの預かり印と預金通帳の管理について PTAに関連する会計「育友会会計」「育友会特別会計」について、その預金口座に係る金融機関の届出印（PTA会長印）と、それらの預金通帳とが同じ金庫に格納されていることが確認された。 その金庫は、平時において施錠されているものの、鍵は金庫の傍に置かれ、暗証番号等の入力も不要であることから、誰でも容易に開錠できる状態であった。盗難等の不正防止のため、通帳と印は別の場所に保管すべきである。また、特に印については、適正な管理者の下で厳正に管理するようにされたい。	P.95	学校教育課 美保小学校	育友会会長印は通帳とは別にし、管理職が鍵付きの保管場所にて管理することとしました。	完了	令和7年9月8日

No.	事業名称	事項	指摘意見の要旨	報告書 ページ	担当課	措置内容	措置状況	措置通知日
86	面影小学校	意見	●「リサイクル会計」預金口座の未設定について 「リサイクル会計」については、預金口座を設けず、現金のみの取扱いとしている。「現金出納簿」による記帳を行っていることから、訪問調査において現金実査を行ったところ、出納簿と現金有高は一致し、問題はないことが確認された。 学校は、年間取引金額が1,000 円未満と少なく、その重要性から預金口座を設定しない判断を行っているが、監査の観点からは、可能な限り預金口座を設けるべきと考える。現金のみの取扱いは、その取引過程において常にリスクを有するため、公費外会計において安易にとるべき方法ではない。年間の取引金額の寡多に関係なく、例外なく預金口座を設定するのが望ましい。	P.96	学校教育課 面影小学校	令和7年度以降は児童主体のリサイクル活動は行わないため、「リサイクル会計」はありませんが、今後、同様の会計が発生する場合は、預金口座の設定による管理を検討します。	完了	令和7年9月8日
89		指摘事項	●P T Aによる購入備品の寄附受納手続き漏れについて 「P T A一般会計」で令和4年度中に支出したもののうち、体育館キャットウォーク昇降タラップ新設について、体育館の壁面に固定設置されたものであり、その客観的な使用目的と使用状況に照らすと、事実上P T Aから学校へ寄附され、学校がその寄附を受け入れたものと認められる。本件についてはその寄附受納手続きが漏れていたため、適正に手続きを行う必要がある。	P.97	教育総務課 面影小学校	寄附受納手続き及び備品登録を行いました。	完了	令和7年9月8日
91	湖山小学校	指摘事項	●<u>預貯金残高のチェック日について</u> 「通帳管理簿及び現金・通帳残高チェックシート」の学校長による決算期の残高チェックが、令和6年3月21日に行われていた。公費外会計等取扱要綱では、会計年度の終了日が定められており、その終了日の10日前に行われていたことになる。確認の時点は、会計年度終了日前の任意の日を設定するのではなく、公費外会計等取扱要綱に定める年度の終了日とすべきである。	P.98	教育総務課 湖山小学校	年度末に通帳記帳を行うことを徹底し、その後学校長による決算期の残高チェックを行うこととし、預貯金残高確認を実施しました。	完了	令和7年9月8日
95		意見	●「教材費会計」収支報告書の未作成について 「教材費会計」で収支報告書が未作成であった。特に「教材費会計」は、保護者に対し説明責任を果たすうえで重要となる会計であり、収支報告書を作成しない理由が見当たらず、作成を必要とする会計である。	P.99	学校教育課 浜坂小学校	令和6年度の教材費会計から収支報告書を作成することとし、3月10日付で保護者に対して収支報告書を配布しました。	完了	令和7年9月8日
97	浜坂小学校	指摘事項	●薬品庫の施錠について 理科準備室内の理科薬品を格納する薬品庫について、施錠はされていたものの、その鍵が金庫側面に吊るしてあり、暗証番号等も必要としないものであるため、誰でも鍵を開けられる状態であった。事実上無施錠の状態であり、管理上不適正である。薬品の盗難や不正使用、事故発生のリスクを防ぐため、簡単に使用できない場所に保管するなど、薬品庫の鍵の厳重管理を徹底されたい。	P.100	教育総務課 浜坂小学校	薬品庫の鍵を理科主任の管理のもと、警備のかかる部屋に保管することとしました。	完了	令和7年9月8日